

単位マスタの修正項目

以下の表の「サービス項目コード」の「項番11:支給限度額対象区分」に誤りがありました。

項番2 サービス種類コード	項番3 サービス項目コード	項番6 サービス名称	項番11 支給限度額対象区分	
			正	誤
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1	3	0
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2	3	0
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割	3	0
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3	3	0
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3日割	3	0
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割	3	0
A6	5612	通所型独自送迎減算	3	0
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	3	0
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1	3	0
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割	3	0
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2	3	0
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割	3	0
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1	3	0
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1日割	3	0
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算2	3	0
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算2日割	3	0

3: 区分支給限度額管理の対象  
0: 区分支給限度額管理の対象外